

「日本基督同胞教会史」研究会

式文にみる日本基督同胞教会の教派的特徴

—日本メソヂスト教会の式文との比較—

藤田 和也

はじめに

基督同胞教会（以下「同胞教会」）はその神学や制度においてメソジスト的であるが、ウェスレーの特別な召命（extraordinary calling）に由来する監督権を行使する教派ではなく、その意味においてはメソジストではない。同胞教会最初期の歩みは、後述するように、改革派教会に属するフィリップ・オッターバイン（Philip William Otterbein, 1726-1813）とメノナイト派に属するマルティン・ベーム（Martin Boehm, 1725-1812）という二人の人物を中心とするものであり、監督制やアルミニウス主義をはじめとするメソジストの制度と神学を採用したきっかけは、創立者とフランシス・アズベリー（Francis Asbury, 1745-1816）の交際というきわめて個人的なものであった。

それゆえ、同胞教会はメソジスト的な要素とそうでない要素とを併せ持っているのであるが、その特徴は式文（Ritual）において、とりわけ入会式文と聖餐式文において顕著にみられる。米国メソジストの伝統である入会式の式文から読み取られるのは、同胞教会のメソジスト的側面である（第1節）。他方、他のメソジスト教派に類を見ないきわめて簡潔な聖餐式文から読み取られるのは、同胞教会の非メソジスト的側面である（第2節）。同胞教会の非メソジスト的側面とは、本稿においては超教派的側面と言い換えられ得るものであり、それは同胞教会が最初期に抱えていた課題と結びついている。

さて、同胞教会日本年会の教会規則である『基督同胞教會條例』（以下『条例』）とその底本 Discipline には、式文が収録されている。現時点で研究会としてその所在を確認できているのは1904年版と1932年版の『条例』である。1904年版と比べて、1932年版には、底本をただ訳出するのみならず、条例委員が日本年会の状況に合わせて編集した痕跡が見られる¹。とりわけ式文については「他教會の禮文を参考にしたことも少くない」²という。したがって、底本にある記述の維持も削除も、条例委員によってある程度自覚的になされたものであり、式文から読み

取られる特徴は、米国同胞教会のみならず、日本年会にも当てはまるものであるといえる。

本稿は1932年版『条例』に収められている式文を、当時日本のメソジスト教派で最大規模であった日本メソヂスト教会において1925年に発行された式文『日本メソヂスト教會禮文』と比較することで、同胞教会のメソジスト的側面と非メソジスト的（超教派的）側面の一端を明らかにしようとするものである。

1. 入会式文——同胞教会のメソジスト的側面

同胞教会の『条例』には以下のような「入会式文」なるものが収められている。

入會志願者ある時は、牧師は之を呼び出し、左の如く告ぐべし。

「愛する友よ。汝（等）は基督同胞教會に入會を志願して茲に立てり。我等は汝（等）が神の恩寵により眞理を悟り、その御救に與りし事を喜ぶものなり。汝（等）が求むる所の特權は無限に貴く、汝（等）が守るべき義務は嚴肅なり。今次の質問に答へて、汝（等）の信仰を告白しその志を明かにすべし。

一、汝（等）は聖書が神の御言にして救の要道皆此中に啓示さるゝ事を信ずるや。

二、汝（等）はイエス・キリストが神の子たることを信じ、汝（等）の救主として受容るゝや。

三、汝（等）は神の恩寵によりてキリストに従ひ、凡て聖（み）旨（むね）に適はざるものを斥け、敬虔なる生涯を送らんと決心せるや。

四、汝（等）は我基督同胞教會の規則を遵守し、且つ傳道の爲に應分の獻金をなす事を約するや。

五、汝（等）は洗禮を受けしや」。

以上の質問に對し志願者が是認の意を表明し、且つ會衆中に異議なき時は、牧師は握手を以て之を受入れ、教會員を起立せしめて左の誓約をなさしむべし。

「汝等今（某）を教會員として受容れ、忍耐と柔和と愛とを以て之を導く事を約するや」。

教會員は之に對し左の如く答ふべし。

「神の恩寵によりて我等之を約す」。

然る後牧師は新入會員を一同に紹介し且つ其氏名を名簿に登録すべし。³

教会への入会を志願する者が、牧師との問答によって信仰告白と誓約をするとともに、すでに洗礼を受けていることを確認する。問答終了後、会衆が異議を申し立てなければ、入会は許可され、最後に志願者を会員として受け入れることについて、会衆が誓約をする。これが同胞教会における入会式の順序である。

式文冒頭の牧師の言葉にあるように、入会志願者は各個教会ではなく「基督同胞教會」への入会を志願する。したがって、教会籍の異動に伴う転入会式とは異なり、同胞教会内で所属教会を移す場合に入会式は必要とされず、入会式とは志願者が同胞教会の会員となるために必要とされるものであった。

『条例』は同胞教会の会員の資格を「信仰を告白して受容られたるもの、及び他の福音主義教會よりの推薦状を以て轉入會せるもの」⁴と定めている。「信仰を告白して受容された」者とは、入会式の問答において自らの信仰を告白し、会員として受け入れられた者を指す。求道者は洗礼式において受洗し、その後入会式において信仰を告白することで、同胞教会の会員として認められた。また、幼児洗礼を受けた者については、一般の会員と別の名簿に掲載されることが定められていた⁵。彼らが一般の会員になろうとする場合、入会式において信仰を告白することが求められた。

このように、同胞教会において入会式とは、すでに受洗した者が正規の会員となるために受けるものであり、信仰告白式や堅信礼のような役割を担っていたのであるが、これは米国メソジストやその影響を受けた教派に特徴的な伝統である。たとえば当時の日本の最大のプロテスタント教会であった改革長老派の日本基督教会には、入会式文はなく、教会籍の異動に伴う転入会式文のみが存在したのであるが、日本メソヂスト教会や日本美普教会、日本福音教会といったメソヂスト系教派の式文には、入会式文が収められている。ここではとくに日本メソヂスト教会の入会式文に着目したい。

日本メソヂスト教会における入会式文の冒頭には「入會式は、洗禮式と混同すべきものにあらずして、洗禮を受けたる後、直ちに之を行ふも、又他の日に之を行ふも可なりとす」⁶という断りが記されている。入会式とは、すでに洗礼を受けた者が、日本メソヂスト教会の正会員になるために受けるものであるという理解を、この文言から読み取ることができる。日本メソヂスト教会の条例によれば、入会式とは、新たに受洗した者や除名処分を受けた者が正会員となるために、執り行われるものであった⁷。くわえて、幼児洗礼を受けた者が正会員となる場合にも執り行われ、堅信礼の役割を担うものでもあった⁸。日本メソヂスト教会の条例

においては、準会員として、1) 入会志願中の受洗者、2) 幼児洗礼受洗者のうち12歳以上の者、3) 除名処分を受けた者のうち入会を望む者、4) どの教会にも在籍していない受洗者のうち、入会を望む者、5) 一年以上会員の義務を果たしていない者が挙げられている⁹。そして、準会員のうち1) から4) までの者が正会員となるためには、入会式を受けることが求められた¹⁰。

こうした入会式理解は、「キリスト者」と「メソジスト」の区別に基づくものである¹¹。すなわち、キリスト者／準会員になるための儀式である洗礼式とは別に、一人のメソジスト／正会員として自覚的に教会に加わるための儀式として入会式があったということである。これは19世紀半ばの米国メソジストに由来する思想で、求道者は洗礼を経て準会員となり、さらに審査期間において信仰上の訓練を受けた後、入会式を経て正会員となるとされた¹²。ラルフ・ウインターの表現を借りるならば、入会式を有する日本メソヂスト教会や同胞教会には、ソダリティとしての教会理解があったといえる¹³。

尤も、米国メソジストにおいては、やがて準会員なる呼称は幼児洗礼を受けた者に対してのみ用いられるようになり、信仰上の訓練というのも日曜学校へと引き継がれることとなった¹⁴。そして、成人洗礼の場合は、洗礼式から入会式までの猶予期間がなくなり、洗礼式に引き続いて入会式が執行されるようになった¹⁵。日本メソヂスト教会の入会式文においても、「入會式は〔中略〕洗禮を受けたる後、直ちに之を行ふも、又他の日に之を行ふも可なりとす」¹⁶という断りが冒頭に記されており、米国メソジストと同様の状況にあったことが窺われる。同胞教会の場合も、米国メソジストにおける入会式の伝統を受け継いでいるとはいえ、当時どれほど明確に準会員と正会員を区別していたか、また、洗礼式後の訓練をどれほど実践していたかについては、『条例』のみから判断することは困難である。

2. 聖餐式文——同胞教会の超教派的側面

元来メソジストの礼拝は啓蒙主義時代の英国における対抗文化的な運動として始まったということもあり¹⁷、当初のメソジストにおいては聖礼典が重んじられた。ウェスレーは可能な限り頻繁に聖餐式を執行するよう主張し、自身も4、5日に一度のペースで聖餐に与ったという¹⁸。しかしながら、メソジスト監督教会の初代監督として米国メソジストの実質的な創立者となったアズベリーによって、礼拝における聖礼典の重要性は弱められていった¹⁹。啓蒙主義的な理解が導入され、聖餐式の頻度についても、大抵の教会では年に4回とされ、より保守的であった

南メソジスト監督教会においてさえ、月ごとの執行が命じられるのみであった²⁰。

日本メソヂスト教会の場合、式文作成に際しては、とくにメソジスト監督教会のものを基礎としつつ、南メソジスト監督教会とカナダ・メソジスト教会のものを参考にしたといい²¹、年に4回の聖餐式執行が定められた²²。

また、メソジスト監督教会においては、1876年版のRitualで発酵していない葡萄酒を用いることが定められたのであるが、日本メソヂスト教会の聖餐式文冒頭にも「聖餐の葡萄酒は、成るべく之に代ふるに醗醸せざる、純良なる葡萄酒を以てすべし」²³との断りが記されており、聖餐式における倫理的側面の強調が継承されていることがわかる。

日本メソヂスト教会における聖餐式の順序は、1) 司式教師（長老）が机上の白布を取り除き、勧告をする。2) 陪餐者と共に悔い改めの祈りを献げる。3) 長老が四度（罪の赦し、聖化、賛美、聖餐の有効性）祈る。4) 長老が聖別祈祷を献げる。5) 長老と他の教師が陪餐し、主の祈りを献げる。6) 長老が勧告とともに配餐する。7) 全員が陪餐を終えた後、長老は残ったパンと葡萄酒を聖餐卓に置き、再び白布で覆う。8) 長老が賛美の祈りと祝祷を献げる、というものであった。このような式の構成の複雑さにくわえて、個々の祈祷文も詳細に定められているため、聖餐式文だけで14頁強が割かれている。

他方、同胞教会の聖餐式文はきわめて簡潔である。まず、教師が旧約聖書における主の受難の預言としてイザヤ書53章3-5節を朗読し²⁴、その後聖餐式の起源としてルカ福音書と第一コリント書の制定記事を朗読する²⁵。そして、聖別祈祷を献げ、配餐を行うように指示されている²⁶。日本メソヂスト教会のものとは対照的に、聖別祈祷以外の祈祷もなければ、配餐の際の勧告もない、僅か3頁半の式文である。しかも、物素や所作、執行頻度に関する指示はなら記されていない。同胞教会は禁酒禁煙を掲げていたにも拘らず、発酵させていない葡萄酒の使用を求める文言もない。他のメソジスト系教派である日本美普教会²⁷や日本福音教会²⁸の聖餐式文は、そうした所作等に関する指示を含めて、より詳細であるし、式文を定めない日本組合基督教会でさえ、『日本組合基督教会諸式案内』において、聖餐における物素の扱いや服装、所作に関して指示をしている²⁹。

こうした他教派の詳細な聖餐式文と同胞教会のあまりにも簡素なそれを比較すると、同胞教会においては、ある聖餐理解を式文において明確に表現することや、定められた所作によって式を営むことが追求されていないように思われる。むしろ、同胞教会が聖餐式において目指したのは、そうした一定の聖餐理解の共有で

はなく、聖餐理解を巡る教派主義的な対立の回避であったと考えられる。聖餐式文は以下の文言で締めくくられている。

〔聖書朗読に〕次いで、教師はパンと葡萄酒とを聖別するの祈禱を献げ、之を分ち與ふべし。其方法は教師及び教會の判断に一任するものとす。³⁰

「其方法」が、聖別祈禱と配餐を指すのか、あるいはそれ以前の聖書朗読を含めた聖餐式文全体を指すのかは不明であるが、いずれにせよ聖餐式の大部分が、各個教会と教師の判断に委ねられている。

こうした同胞教会の聖餐式、聖礼典を巡る寛容／放任の姿勢は、信仰告白にも表明されている。「信仰の告白」第7条「禮典」には以下のように記されている。

洗禮及び聖餐の禮典は教會に於て執行せられ、凡ての信者は皆之を守るべきものなり。されど、其方式は各人の自由なる判断と理解とに任せ、小兒洗禮に關しては信仰ある両親の判断に任するものとす。³¹

聖礼典の式文が収められているとはいえ、実際には「其方式は各人の自由なる判断と理解とに任」されるというのである。また、1932年版の『条例』では削除されているものの、Discipline 原文³²と1904年版『条例』³³においては、洗足式を執行するか否かについても、各人の判断に委ねられる旨が記されている。これはオッターバインと並ぶ創立者ベームがメノナイトの伝道者であったことに由来する記述であると考えられ、聖餐式に伴い洗足式を執行するというメノナイトの慣習を許容するものである。

このように、同胞教会の簡潔な聖餐式文とそれに関連する信仰告白とは、多様な聖餐理解の許容を示すものであるといえるが、そうした態度の背景には、同胞教会の成立経緯が関係していると考えられる。

そもそもオッターバインもベームも、当初は教派形成を目指していたのではなかった。彼らは自らの所属する教派内部で伝道しつつ、他の説教者と協力して超教派的な活動を行っていた。それが活動規模の拡大に伴い、オッターバインと関係の深かったアズベリーを通じて、監督制をはじめとするメソジスト的な制度を導入し、一つの教派を形成するに至ったという次第である。監督制とアルミニウス主義によるメソジストらしい教派を形成したとはいえ、実際には多様な教派的

背景をもつ人々が集まってできたのが同胞教会である。多様な教派的背景をもつということは、多様な聖餐理解をもつということでもある。それゆえ、皆が一樣な聖餐理解を共有するために式文を整備することよりも、聖餐理解を巡る対立の回避が優先されることとなり、それが聖餐式文や信仰告白にも表れていると考えられる。したがって、同胞教会の聖餐式文は、超教派的な活動と教派形成の必要性の間での葛藤という最初期の文脈に由来するものであり、同胞教会の超教派的な側面を示すものであるといえる。それがほとんど変えられることなく日本年会に受け継がれ、1932年版『条例』にも掲載されることとなったのである。

おわりに

1932年版『条例』に収められた入会式文と聖餐式文を日本メソジスト教会の式文と比較することで、そこに示された同胞教会のメソジスト的側面と非メソジスト的側面（超教派的側面）という特質を詳らかにした。

19世紀の米国メソジストに端を発する入会式の伝統を受け継いだ同胞教会は、キリスト者とメソジストを区別するという信徒論やそれに基づく教会論を、すくなくとも式文上では継承している。

他方、多くのメソジスト系教派とは異なるきわめて簡潔な聖餐式文から読み取られるのは、多様な聖餐理解を許容する姿勢であり、それを齎した同胞教会最初期の状況である。1932年版『条例』では、日本年会の諸教会とはさほど関係なかったであろう洗足式に関する記述が信仰告白から削除されているが、裏を返せば、それ以外の記述はそのまま残されたということであり、日本年会の条例委員の間でも、多様な聖餐理解を許容するという方針はある程度共有されていたと考えられる。

ただし、どちらの式文についても、実際の礼拝における運用の実態を『条例』から明らかにすることは困難であるため、その点については今後の課題としたい。

〈註〉

- 1 拙稿「『日本の教会条例』としての1932年版基督同胞教会条例——とりわけその編集方針と教会論、職制について」『富坂キリスト教センター紀要』第13号、2023年、74-75頁。
- 2 条例委員『基督同胞教会條例』安田忠吉、1932年、1頁。
- 3 同上、69-71頁。
- 4 同上、21頁。
- 5 同上、23頁。

- 6 日本メソヂスト教會（編）『日本メソヂスト教會禮文』田中義弘、1925年、15-16頁。
- 7 日本メソヂスト教會（編）『日本メソヂスト教會條例』中村金次、1927年、49頁。
- 8 同上、52-53頁。
- 9 同上、47-48頁。
- 10 同上、49頁。
- 11 林牧人「メソヂスト教会の聖餐理解——Ritualの変遷をめぐって」『ウェスレー・メソヂスト研究』第10号、2010年、13頁。
- 12 同上、13-14頁。
- 13 モダリティとは「性別や年齢による区別のない交わりの組織形態」であり、ソダリティとは「モダリティの会員であるだけでなく、成熟した第2の決心をした人々からなる組織である。ウインター、ラルフ・D「神による救霊のための二つの組織形態」ウインター／ホーソーン、ステイーブン・C（編）『世界宣教の展望』（倉沢正則／日置善一訳）いのちのこば社、2003年、127頁。
- 14 ホワイト、ジェームズ・F『プロテスタント教会の礼拝——その伝統と展開』（越川弘英訳）日本キリスト教団出版局、2005年、301頁。
- 15 林、前掲注11、13頁。
- 16 日本メソヂスト教会（編）、前掲注6、15-16頁。
- 17 ホワイト、前掲注14、282頁。
- 18 同上、286頁。
- 19 同上、293頁。
- 20 同上、299頁。
- 21 32年版、30-32頁。
- 22 日本メソヂスト教会（編）、前掲注7、58頁。
- 23 日本メソヂスト教会（編）、前掲注6、20頁。
- 24 条例委員、前掲注2、76-77頁。
- 25 同上、77-79頁。
- 26 同上、79頁。
- 27 日本美普教會年會（編）『日本美普教會禮文』大竹清、1937年、3-10頁。
- 28 福音教会日本年會（編）『福音教會條例』田山又之助、1927年、168-176頁。
- 29 日本組合基督教會教師會（編）『日本組合基督教會諸式案内』関東同信会『日本組合教会の特質と今日的課題及び日本組合教会規約等』新島学園女子短期大学新島文化研究所、1984年、84-85頁。
- 30 条例委員、前掲注2、79頁。
- 31 同上、9-10頁。
- 32 Church of the United Brethren in Christ, *Discipline of the Church of the United Brethren in Christ Including Origin, Doctrine, and Constitution : 1925-1929*, Dayton, 1925, p. 14. Church of the United Brethren in Christ, *Discipline of the Church of the United Brethren in Christ Including Origin, Doctrine, and Constitution : 1929-1933*, Dayton, 1929, p. 14.
- 33 『基督同胞教會條例』1904年、9頁。

「日本基督同胞教会史」研究会

1924年から1926年の『同胞』にみる 日本基督同胞教会の合同論 —自給独立論との関わりから—¹

藤田 和也

はじめに

1941年に日本基督教団（以下「教団」）が成立すると、同胞教会は日本組合基督教会や日本福音教会、基督友会、基督教会（ディサイプルス派）とともに、その第3部に加入した。たしかに教団成立直後に開催された臨時年会の議事録（年会記録）には、合同実現を称揚する記述が散見される。しかしながら、それ以前の資料には合同に慎重な人々の見解も残されている。政府の圧力が引き金となった教派合同を、あるいは、教派合同なる試みそのものを、同胞教会の人々はいかに理解していたのであろうか。

年会記録を見る限り、日本年会では早い時期から合同に関する議論がなされていたようであるが、ミッションや国家の意向から自由な議論であるとは言い難く、そもそも記述があまりにも簡潔であるため、そこでなされた議論の内容を辿るのは困難である。したがって、日本年会の人々の合同への思いを確認するためには、年会記録よりも頻繁に発行され、かつ多くの教師・信徒が投稿していた機関紙『同胞』を参照する必要がある。

そこで、本稿では『同胞』の記事を手掛かりに、日本年会における合同論の諸相を明らかにすることを試みる。ただし、『同胞』の膨大な記事を一度に扱うことは困難であるため、本稿ではとくに1924年から1926年までに範囲を限定して、そこでの合同に関する記事内容を概観する。1924年は関東大震災直後の時期であり、震災をきっかけに『同胞』の主筆が交代し、編集方針や紙面構成も変化した。また、1926年は日本年会にとって、米国同胞教会より特派使が来日した年であり、それは日本年会の合同論にも影響を与えた出来事である。こうした理由から、本稿で扱うのは1924年から1926年までの『同胞』に限定する。

第1章では、1924年から1926年までの『同胞』の特質や当時の同胞教会内外の情勢を確認する。第2章と第3章では、当時の『同胞』における合同論の諸相を辿る。

ただし、『同胞』における合同論は、1926年3月1日に発行された196号を境に、大きく変化している。具体的には、196号より前においては、第25回年会を機に自給独立が盛んに訴えられた一方で、合同は主筆によってその必要性が述べられるのみであった。しかしながら、196号以降、合同と自給独立とが併せて訴えられるようになり、同様の主張は特派使によってもなされた。そこで、第2章では自給独立と合同が別個の課題として扱われていた時期の自給独立論（第1節）と合同論（第2節）を確認し、当時の『同胞』における合同論の特質を論じる（第3節）。第3章では両者が共に一つの課題とされた時期の合同論を確認し（第1節）、そこでの特派使の影響にも着目する（第2節）。そして、合同論を巡る日本年会の成長と限界を考察する（第3節）。

1. 1924年から1926年の『同胞』について

『同胞』は日本基督同胞教会の機関紙として1907年に創刊され、概ね月に一度発行された。終刊号が発行された時期は不明であるが、1941年に開催された第41回年会記録には、『同胞』を継続して発行している旨の報告が掲載されている。

本稿で扱う1924年から1926年までの3年間は、関東大震災の影響が依然として残っていた時期であり、国政においては第二次宗教法案が審議され、普通選挙法が成立した²。また、米国において所謂排日移民法が成立したことで、日本国内における反米感情は高まり、同胞教会もその余波を受けることとなる³。

これらの出来事のうち、とくに1923年の関東大震災は、同胞教会の在り方を変容させるものであった。震災を機に、同胞教会の活動における関西圏の諸教会の影響力が強まることとなる。日本橋教会や本所教会が震災で焼失し、以降年会会場として関西圏の教会がよく用いられるようになった。また、東京にあった『同胞』の印刷所が焼失したため、『同胞』発行の拠点は天津へと移り、同時に主筆も日本橋教会牧師の新山泰治から膳所教会牧師の矢部喜好に交代した。これにより、編集方針や紙面構成が変化した⁴。

関東大震災前後はまた、同胞教会における「世代交代」の時期でもあった。石黒猛二郎の死去や新山泰治の辞職、眞山義作の隠退など、第一世代の人々が一線を退き、安田忠吉や矢部喜好、有賀鐵太郎といった第二世代の人々が教会運営の中心を担うようになった⁵。

次第に関西圏中心・第二世代中心となっていった当時の同胞教会において熱心に議論されていたのは、教会の自給とミッションからの経済的独立であった。また、

カナダ合同教会の成立や日本メソヂスト教会における基督教同志会設立を受けて、一部の人々が他教派との合同を強く訴えるようになった。一見すると別個の課題のように思われる教会の自給独立と合同であるが、後述のとおり、『同胞』においては（あるいは矢部においては）、ある時点から自給独立と合同とが互いに関連づけられるようになる。本稿は『同胞』における合同論の展開に着目したものであるが、こうした事情故に、合同のみならず自給独立に関する記事をも参照する必要がある。

2. 『同胞』における自給独立と合同問題①

2.1. 自給独立論——第25回年会前後

『同胞』において自給独立が盛んに語られるようになるのは、1925年に開催された第25回年会の前後からである。この第25回年会は節目の回として「記念年会」と称され、「自給独立」を標語とするものであった。この年会が自給独立を強調している背景について、矢部喜好は184号（1925年2月20日）の巻頭言「第廿五回記念年会」で以下のように述べている。

我が日本基督同胞教會年會は過去廿五年間何から何まで米國母教會の厄介になつてやつてきたが最早や廿五歳といふ年齢に達してはそういつまでも親の脛かぢりを續ける了見であつても困つたものである。…

〔判読不能箇所が続く〕金増額案と自給教會及び半自給教會の目標をゴールとして着々と進歩發達を示してきたが兩三年前京都教會の獨立を見たのみで聊か心細く感じてゐた。然るに財界の不況にも拘はらず今回の年會を機として東京の原宿が自給し滋賀縣の膳所大津が^{サーキットセルフサポート}聯立自給をする計畫が略々決定した事は聊か以て慰むに足る様な感じがする。此際我が教會は大に自給獨立に向つて突進すべきである。⁶

矢部の記述にあるように、第25回年会において自給独立が強調された背景には、当時原宿教会と膳所・大津教会が自給を達成しようとしていたことがあった。彼は以下のように続ける。

併し之が實現の第一歩として是非とも教會敷地を購入せねばならぬ。大阪、

洛西、沼津、小田原、松戸、草津、市川等が土地を手に入れるのは一通りの
勞力では駄目だ。少数の教會員のみの働きでは○來ない金かもしれぬ⁷

自給のためには教会や日本年會が自らの土地を取得して敷地問題を解決すること
が不可欠であるが、それは容易いことではないと、彼は述べる。

185号(3月20日)の巻頭言「自給獨立の中心点」においても、矢部は原宿と
大津・膳所の自給に触れ、各個教会の信徒に対して自給に向けての「冒險的信仰」
を確立するよう促している⁸。

これらの巻頭言のみならず、184号と185号は年會直前の号として、また、186
号(4月20日)と187号(6月1日)は年會直後の号として、第25回年會と自給
獨立に関する記事を多く掲載している。184号の「社告」で「自給獨立を標語す
る記念年會に對する諸兄弟のご希望あらば二月末日迄に御投稿を乞ふ」⁹との募集
がかけられ、185号では〈年會に對する希望〉として4名の牧師の意見が掲載
された¹⁰。そのうち沼津教会牧師の中山鹿次郎は、今日自給獨立の可能性がある
のは大都會の教会ばかりで、他の教会は「三十年一日」のような有様であるとし
ている¹¹。また、都會の教会においても、自給獨立を阻む土地取得の問題があり、
地価が上昇する状況にあって問題解決は容易ではないとしている¹²。さらに、年
會後に発行された186号では中村章吾が¹³、187号ではニップとコサンドが¹⁴、原
宿と大津・膳所の自給宣言を高く評価している。

以上のように、この時期の自給獨立に関する記事の大半は、三教会の自給達成
や第25回年會に関連したものであった。

また、安田忠吉が日本年會の代表者として米国における同胞教会の大會
(General Conference)に出席したことはよく知られているが、193号(12月1日)
の「大會出席記(二)」によれば、彼は日本の教会が土地建物を取得できるよう、
米国滞在中「外国伝道実行委員」に以下のような交渉を行い、返答を得たという。

一、日本教會の土地が賣却されたる場合此の金を日本年會の土地建物の爲使
用する件可決(勿論如何なる方法によりて使ふかと云ふ事は更に一應彼等と
協議を要する、)

二、日本年會の土地建物を抵當として金を借り土地、建物の爲に用ひ現在の
家賃を以てナチクヰシにして支拂ふ方法、(これは規定の明に禁じてゐる點で
如何とも出來ん點である併し現に日本の地價高騰の率より云ふて今何んとか

せねば解決の道なしと思はるゝ點を力説したこれに對して更に調査の上若し大丈夫の見込立つ時は小規模にて實施するの黙認を與へられた)、
三、第二案實行の爲に今後現在の家賃額を繼續送金されたき事是れは將來の事、(で彼等の決定出來ん點かも知れんが信仰によつて成そうと云ふ同情ある態度を示してくれた)¹⁵

このように、当時の日本年会においては、原宿と膳所・大津の自給宣言と第25回年会を契機に自給独立の機運が高まるとともに、安田らによって自給独立に向けたミッションとの具体的な交渉が進められた。

2.2. 合同論——カナダ合同教会と矢部喜好

他方、合同に関する記事については、この時期では矢部喜好によるものが目立つ。矢部は192号(11月1日)で「同胞精神の發揚」、194号(1926年1月1日)で「年頭題言」を發表している。「同胞精神の發揚」において、彼は米国における同胞教会成立の経緯を以下のように説明する。

外形的な教義の相違から分離して新教派を生み出した時代に、内面的な生命宗教の體驗から握手したので異端視せられ各自の所屬教派からとてころてんの様につき出されて遂に一教派をつくり出さなければならなかつた¹⁶

そして、Church of the United Brethren in Christ とは「基督に於て合一せる同胞の教會」を意味するのであり、小教派でありながらも「その教會創始の動機とその教會名の意義に於ては遙かに誇り得る」と述べている¹⁷。彼は以下のように続ける。

近來基督教會の合同問題がしきりに唱へられてきたが、若しも我國に於ける二十萬のプロテスタント、クリスチャンの大合同が成立するならばその精神は我が基督同胞教會の教祖オッタバイン及びベームの内面的生命宗教の體驗を基調としたものであり、その名も The Church of United Brethren in Christ —— 基督同胞教會 —— が既成教派名のうち最も相應しい名である事を見出すであらう!¹⁸

そして、彼は「同胞精神」の発揚こそが日本における合同を成立させるとして、以下のように結ぶ。

教會の合同は言ふまでもなく吾人クリスチヤンの理想であり特に基督同胞教會としてはその性質上之が實現の一日も早からん事を望んで止まないものである。外面的な信條や教會組織の相違が多少あつても内面的な生命宗教の立場から考へて思い切つた決斷が先づ大教派間に出来てほしいと切望する。『基督に於て合一せる同胞』の精神が必ずや我國基督教會の合同を成立せしめるであらう！

わが同胞教會の創始者たちは自己の信仰に對しては飽くまで峻烈に、他人の立場には寛大な態度をとつた。これを同胞精神と稱してよからう！行きつまつたといはれてゐる現代の基督教會を活かすのはこの同胞精神を發揚すること無からうか？¹⁹

194号の「年頭題言」でも矢部は合同の必要性を訴え、合同を巡る日本のキリスト教会の現状を以下のように説明している。

去る十四年の夏成立したカナダ諸教會の合同〔カナダ合同教会の成立〕は全世界の宗教界に強き影響を與へ、欧米一流の宗教雑誌は筆を揃へて之を稱讚してゐる。我が日本に未だ之を具体化する丈の底力ある輿論は起つてゐない様だが夏の輕井澤に於ける宣教師會議のレゾリュウションや組合教會總會の決議や、十月から十一月に亘り海老澤亮氏が基督教世界に連載の『教會合同に關する私見』は大正十四年度に於て基督教會が親善、協同、合一に向つて〇〇路を示してくれたものと見てよからう。²⁰

これらの記事からわかるのは、1) 矢部が合同を訴えるようになった背景にはカナダ合同教会の成立があること、2) 「同胞精神」なるものが合同の原動力とされていること、である。

なお、この時期に矢部以外に合同に言及しているのは、本多釜次郎のみである。彼は193号(1925年12月1日)で「同胞教會の正統派」なる記事を投稿しており、同胞教會の神学とは本来アルミニウス主義であることを論じている。本多は「基督同胞教會はオッターバインの流を汲む者であり教祖オッターバインはアルメニ

ウスの流れを汲む者である」として、「基督同胞教會の正統派はアルミニウス派の神學であつて決してカルヴァン派の神學ではない」と断言する。そうした同胞教會の「正統派」なるものを主張しつつ、しかし彼は以下のように述べる。

それは七月の中旬であつた。膳所のSS講習會で堺の齋藤敏夫氏に會ふた時私は今夏の講習會に高倉先生をお招きすることになつてゐますよと申すと、彼はイエーカルビニズムのゴリ／＼ですぞと申されたのを今も明かに記憶してゐる。アルミニウスの子孫がカルビンの子孫に教を乞ふてもそれは何の事でもないであらう我々は同胞です。

昔のことなど綺麗さつぱりと忘れて手を握つて神の國建設人類救濟の事業にたづさはるべきである。²¹

同胞教會はアルミニウス主義に立つ教派である。しかしながら、我々は同胞なのだから、相手がカルヴァン主義であろうと共に宣教に取り組むべきである。それが本多の言い分であつた。合同を主張しているとまではいえないものの、ここで彼は教派を超えた宣教協力の必要性を訴えている。

2.3. 当時の合同論的特質

以上のように、この時期の『同胞』における合同に関する一連の記事は、ほとんど矢部喜好個人の思いに留まっていた、例外として本多釜次郎の投稿があつたという程度であり、それも明確に合同を主張したものではない。しかしながら、両者とも合同や協同を志向する前提に、同胞教會の教派としてのアイデンティティに対する明確な意識があるという点は注目に値する。彼らが合同を目指しているのは、教派やその神學に対する理解の不足故に自分たちの教派が独立している意義を理解していないとか、たんにミッションの意向に従っているということではない。むしろ、彼らは同胞教會がいかなる神學を有し、いかなる歴史のもとに成立しているかを把握したうえで、それを根拠として合同の必要性を訴えている。他教派との合同自体は初期の年会においても模索されていたが²²、日本人の側にとってその神學的根拠は明らかではなく、ただ外国伝道会社の意向に従っているようにさえ思われるものであつた。それに対して、今や日本年会の者が自らアルミニウス主義や「同胞精神」といった、いわば「同胞教會の神學」のようなものを明確に説明し、それを根拠に合同を推進するようになった。日本の同胞教會が

成熟しつつある姿がここに認められる。

また、自給独立との関連でいえば、この時点において合同と自給独立はとくに関連しない事柄として扱われていたことがわかる。第25回年会の時期から自給独立の議論が過熱していたのに対し、合同問題については、矢部を中心に同胞教会の成立経緯や神学を根拠としてその必要性が認められつつも、自給独立ほどには熱心に議論されていなかったようである。

3. 『同胞』における自給独立と合同問題②

3.1. 合同論の新たな展開——基督教同志会と196号題言

矢部喜好の合同論は、196号（1926年3月1日）の題言「我教會當面の問題」以降新たな展開を見せるようになる。ここで矢部は同年1月に設立された日本メソヂスト教会有志による「基督教同志会」を引き合いに、合同と自給独立の必要性を説いている。彼はまず「我國基督教當面の問題」として、現在の伝道不振の原因とはプロテスタント教会の多くがミッションの庇護に甘んじていることであり、自給独立こそ日本の教会が停滞を脱するための道であるとする²³。そして、基督教同志会が教会の自給独立と諸教派の合同を二大問題としていること、日本組合基督教会が50年前の時点でアメリカン・ボードの援助を斥けて自給方針に舵を切っていたことを挙げて、「教會の自給獨立と教派の合同とは獨りメソヂスト教會當面の問題であるのみでなく我國基督教會當面の二大問題である」²⁴と訴える。

彼は続けて、「我同胞教會當面の問題」として、自給独立のためには1) 第25回年会で決議された5ヶ年の伝道計画案に基づいてこの1年間の歩みを総括すること、2) 財政的な課題をもつ教会に対して、年會が特別の援助をすること、3) 制度改定にくわえて信仰の確立、すなわち信徒の意気込みと牧師の覚悟が必要であると説く²⁵。そして、基督教同志会が自給独立と合同を掲げていることに再び言及し、教会の合同はキリスト者の理想であり、とくに同胞教会としては「その教會成立の性質上之が實現の一日も早からん事を望んで止まない」²⁶とする。そして、同年1月の理事会において「教會合同に對する調査」委員が選出されたことから、委員が年會において何らかの提案をするであろうとの期待を表明し、筆を置いている²⁷。

この「我教會當面の問題」において、既に同胞教会において盛んに論じられていた自給独立と、教派合同という別の課題が、初めて一緒に扱われるようになる。

前述のとおり、矢部はカナダ合同教会成立を機に合同を主張するようになったのであるが、基督教同志会が設立されたことで、合同と自給独立とを纏めて教会の目標と見做すようになり、以降同様の主張を続けた。

3.2. 特派使来日後の合同論

この196号発行から約2か月後の4月24日、米国から中央地区監督クリッピンガーと外国伝道会社総幹事ジグラーが特派使として来日した。この出来事が、日本年会における合同の議論に拍車をかけることとなる。特派使来日に関する記事は多くあるが、ここではとくに自給独立と合同に関するものを取り上げたい。

まず199号(6月1日)の題言「特派使来朝の意義」において矢部は、ミッションの送る宣教師や補助金が日本伝道の支障となっているならば、ミッションはその方針を変えねばならないと述べる。そして、またしても組合教会や日本メソヂスト教会を引き合いに出しながら、同胞教会も早く立ち立せねばならないと訴える²⁸。その一方で、同胞教会は学校等の付属機関を持たず、伝道開始の時期も遅かったために、未だ独立困難な状況にあることを指摘し、半数の教会が土地問題を解決できていない現状にあっては、暫くの間母教会の補助が必要であることを特派使にも理解してもらいたいと述べる²⁹。

また、合同問題については、「教會合同問題はデリケートだからあまりさはらぬ方がよい」との意見を耳にすることがあるが、特派使からは「教會合同は全世界の大勢だ」、「ヒリツピン、ポートルコ、支那に於てはわが同胞教會は合同若くは協同をやつてゐる。進歩的な日本人がこの問題に對してヒリツピンや支那ほどの輿論が沸騰しないのはどうしたものか？」と失望されてしまったと述べる³⁰。そして、同胞教会の当面の課題は会堂・敷地問題の解決をはじめとする自給独立の促進であるが、教會合同を目標としてそれに向かう心を欠いてはならないと結論付けている³¹。

次の200号(7月1日)では特派使を加えて開催された臨時理事会の報告が掲載されている。会議の中心的な議題は土地建物問題であったようで、報告には以下のように記されている。

議事の中心は差當り土地と建物を〇〇る教會に對して如何になすべきかと云ふ事であつた、是れに對してジグラー博士によりて表明されたる外国傳道會社の方針は左の如きものである、

一、土地購入の爲に外国傳道會社は出來得る限りの援助をなせども會堂建築は出來得る限り各自教會に於て為すべき事

注、土地購入の主たる責任は外傳道會社にあれども會堂建築の主たる責任は各自教會にあるの意也³²

理事会ではさらに合同についても議論がなされ、以下のように報告されている。

合同問題について

ジグラー博士はフヒリツピン及支那に於ける教會が合同について如何に進歩せるかを語り、クリツピン監督は米國に於ける状態を語りたる後、左の如き希望を表明さる、

一、日本に於ける我が教會も亦合同に向つて進み、少くとも喜んで協同に向はれん事を望む、而も自己の教派に對して熱心をもつて盡されたし、此の兩點は互いに衝突せざるものと信ず、³³

自給独立と合同は別個の課題ではあるものの、両者はともに日本の同胞教會が目指すべき目標であるとの意識が、特派使の見解であったのだろう。その点において、矢部は特派使来日以前より、彼らと同じ主張をしていたといえる。

3.3. 合同論を巡る日本年会の成長と限界

同じ200号において、幹事の安田忠吉が「今後の日本同胞教會——特派使來朝についての所感」として、特派使との協議を総括している。ここで彼は土地問題と自給独立については矢部と同様の見解を表明しているものの、合同問題には一切触れていない。矢部の言うように、「合同問題はデリケート」という意見があるなかで、幹事という重責ある立場の安田が易々と合同に言及することは困難であったのか、それとも彼自身合同にさして興味をもっていなかったのか。いずれにせよ、特派使自身が合同の必要性を訴えており、理事会報告にも彼らの発言が掲載されているにも拘らず、安田がそれに言及していないという点は、当時の日本年会の合同に対する態度の「限界」といわざるを得ないように思われる。

また、特派使来日以降もなお合同に関する記事は矢部喜好によるものばかりであること、矢部や本多の進んだ合同論はありながらも、日本年会において合同の議論が進んだのは、結局特派使来日という母教会・外国伝道会社からのアプロー

チ以降であることも、やはり「限界」といえる。

とはいえ、矢部喜好を中心に合同に関する議論がなされ、そこに「同胞教会は本来的に合同を志向する」という教派としての逆説的な自覚が芽生えつつあったことは、宣教開始から25年が経過した日本の同胞教会の成長として評価されるべきものであろう³⁴。

おわりに

関東大震災を機に『同胞』の拠点が天津に移り、主筆には矢部喜好が就任した。1925年にカナダ合同教会が成立すると、矢部は日本において合同が活発に議論されていない状況を憂い、同胞教会の神学や成立経緯を根拠として、教派合同の必要性を訴えた。さらに、基督教同志会が設立されると、彼らの主張に倣い、自給独立と合同をとるに日本の教会の目標とするようになった。

矢部の優れた合同論が目を引き一方で、同胞教会の人々の間で合同に対する温度差があったことも否定できない。米国からの特派使は、他の宣教地と比して日本で合同の議論が進んでいないことを問題視し、日本年会の幹部に合同を推進するよう訴えた。本稿では触れないが、この母教会・外国伝道会社からの働きかけを機に、年会や理事会において合同に関する議案が次々と可決されるようになる。ただし、それらの議題を提案したのも、『同胞』で合同を訴えたのも、矢部である。積極的に合同を唱える者がいた一方で、沈黙し続ける者もいたということである。日本年会の人々が当時合同に抱いていた思いを、ここから垣間見ることができる。

なお、今後の課題として、『同胞』にくわえて年会記録も参照することで、当時の日本年会と合同問題との関係を多角的に捉える必要がある。また、関東大震災以前や1927年以降の『同胞』の記事も用いて、日本年会における合同論の変遷を俯瞰的に整理することも必要であると思われる。

〈註〉

- 1 本稿は拙稿「機関紙『同胞』にみる日本基督同胞教会の歩み——関東大震災後から大正天皇崩御まで」第7回日本基督同胞教会史研究会、2023年5月23日（口頭発表）第2章第2、3節を加筆修正したものである。
- 2 筆者がここに挙げているのは、当時の『同胞』において扱われた出来事のみである。たとえば1925年には治安維持法や陸軍現役将校学校配属令が公布されたのであるが、それらに『同胞』は触れていない。
- 3 179号では小原生（小原是馨と思われる）が「社会問題としての人口問題」を投稿し、移民法

を成立させた米国を糾弾している。米国における排日運動の重大な原因は「人種的偏見」であり、このように黄色人種の入国を拒否する米国は「国際上の反逆者であり国際信義や国際禮議を辨ぜざるもの」であると、小原は激しく非難している（小原生「社會問題としての人口問題」『同胞』179号、日本基督同胞教会、1924年9月20日、5頁）。

183号では、矢部喜好在「年頭の祈り」なる巻頭言において、移民法成立への失望を表明している（矢部喜好「年頭の祈り」『同胞』183号、日本基督同胞教会、1925年1月20日、1頁）。

このように『同胞』の紙面上で同胞教会の人々は移民法に抗議していたのであるが、彼らはそれにくわえて実際の行動によって問題に一石を投げようとした。たとえば、第25回年会後に発行された187号の「年會總理報告」では、ニップが、同年11月の外国伝道会社理事會において移民法を遺憾に思う旨決議され、米国基督教連盟においても同様の決議がなされていることを報告している（ゼ、エ、ニップ「年會總理報告」『同胞』187号、日本基督同胞教会、1925年6月1日、2頁）。そして、幹事の安田忠吉が米国で5月に開催される同胞教会總會（大会）において日米問題を論じて日本の態度について説明すれば、問題解決に寄与するのではないかとの期待を表明している。

- 4 外谷悦夫「機關紙『同胞』1918年～1919年が語りかける息吹と日本基督同胞教会の最初期について」『富坂キリスト教センター紀要』第12号、2022年、155頁。
- 5 同上、155-156頁。
- 6 矢部喜好「第廿五回記念年會」『同胞』184号、日本基督同胞教会、1925年2月20日、1頁。
- 7 同上、1頁。
- 8 同著「自給獨立の中心点」『同胞』185号、日本基督同胞教会、1925年3月20日、1頁。
- 9 「社告」『同胞』184号、日本基督同胞教会、1925年2月20日、強調原文。
- 10 実際にはほかにも投稿者がいたようであるが、矢部喜好が原稿を紛失したために、ある程度の文章量のあった投稿を、矢部が記憶を辿って要約したという。
- 11 「年會に對する希望」『同胞』185号、日本基督同胞教会、1925年3月20日、2頁。
- 12 同上、2頁。
- 13 中村章吾「記念年會に於ける感想——自給問題に關して」『同胞』186号、日本基督同胞教会、1925年4月20日、5頁。
- 14 ゼ、エ、ニップ「年會總理報告」『同胞』187号、日本基督同胞教会、1925年6月1日、2頁。ジョーゼフ、コーサンド「日本基督同胞教會年會への祝辭」『同胞』187号、日本基督同胞教会、1925年6月1日、2頁。
- 15 安田忠吉「大會出席記（二）」『同胞』193号、日本基督同胞教会、1925年12月1日、3頁。
- 16 矢部生「同胞精神の發揚」『同胞』192号、日本基督同胞教会、1925年11月1日、1頁。
- 17 同上、1頁。
- 18 同上、1頁。
- 19 同上、3頁。傍点原文。
- 20 矢部生「年頭題言」『同胞』194号、日本基督同胞教会、1926年、1月1日、1-2頁。
- 21 本多釜次郎「同胞教會の正統派」『同胞』193号、日本基督同胞教会、1925年12月1日、2-3頁。
- 22 日本年会初期の合同を巡る議論については、原牧人「『日本基督同胞教会年会記録』を読み解く」『富坂キリスト教センター紀要』第13号、79-88頁を参照されたい。
- 23 矢部生「我教會當面の問題」『同胞』196号、日本基督同胞教会、1926年3月1日、1頁。
- 24 同上、1頁。

- ²⁵ 同上、2頁。
- ²⁶ 同上、2頁。
- ²⁷ 同上、2頁。
- ²⁸ 同著「特派使來朝の意義」『同胞』199号、日本基督同胞教会、1926年6月1日、1頁。
- ²⁹ 同上、1-2頁。
- ³⁰ 同上、2頁。
- ³¹ 同上、2頁。
- ³² 安田忠吉「臨時理事会報告」『同胞』200号、日本基督同胞教会、1926年7月1日、7頁。
- ³³ 同上、7頁。
- ³⁴ こうしたことから、当時の同胞教会の合同運動には三つの種類があったと言ってよい。すなわち、1) 特派使をはじめとする外国伝道会社および宣教師からのプレッシャーによるもの、2) 矢部喜好らによる、カナダ合同教会や基督教同志会の成立後に提唱された神学的・歴史的根柢を有するもの、3) 当時同胞教会も加盟していた日本基督教連盟によるものである。ただし、日本基督教連盟において当時始まりつつあった合同運動については、年会記録で簡潔に報告されるのみで、それが同胞教会内部の合同運動に与えた影響を具体的に読み取るのは困難である。